

高第430号
障第526号
令和4年7月21日

各高齢者・障がい者
福祉サービス事業所・施設 設置者 様
(岐阜市所管の施設等を除く。)

岐阜県健康福祉部高齢福祉課長
障害福祉課長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う保健所対応の重点化による影響について

平素より、県の福祉施策の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の第7波による感染は、先週から急拡大しており、県内1日あたりの新規感染者数が1週間平均1,000人を超える状況となっています。そのため、検査や調査を行う保健所の業務は非常にひっ迫し、従来行っていた同居家族への全員検査などは実施が困難な状況となり、県では保健所対応をハイリスク者や医療機関、福祉施設への対応に重点化することと致しました。

高齢者・障がい者事業所・施設に対する保健所の調査や検査の対応は今後も従来どおりですが、以下のとおり留意事項を連絡いたしますので、ご承知おき願います。

記

1 感染発生時の県事務所等・保健所への速やかな連絡の再徹底について

保健所対応の重点化に伴い、感染者への調査については、ハイリスク者※以外の方については職業に関する聞き取りなどが大幅に簡素化されます。

そのため、感染者への調査から保健所が事業所・施設での感染者発生を把握できない場合がありますので、各事業所・施設において利用者・職員に感染者が発生した場合には、改めて速やかに所管する県事務所等及び保健所にそれぞれご報告をお願いします。

※ハイリスク者

- ①65歳以上の方
- ②40歳以上65歳未満の方のうち、重症化リスク因子となる基礎疾患をお持ちの方
- ③妊娠している方

2 保健所での調査・検査への協力について

高齢者・障がい者事業所・施設については、保健所は従来どおり調査・検査を行いますので、その実施について協力をお願いします。

なお、保健所の調査等の際、各事業所等の感染者の名簿の提供を求める場合がありますので、ご協力願います。

岐阜県健康福祉部高齢福祉課 事業者指導係			
係長	堀部	担当	大野
T E L	058-272-1111 内線 2600		
F A X	058-278-2639		

岐阜県健康福祉部障害福祉課 事業所指導係			
係長	若原	担当	信田
T E L	058-272-1111 内線 2686		
F A X	058-278-2643		